

第35号議案

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例

(設置)

第1条 教育委員会調査及び再調査の内容の精査並びに必要と認められる追加の調査（以下「特別調査」という。）を行うとともに、特別調査に係る事案と同種の事態の再発を防止するための提言等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく区長の附属機関として、足立区いじめ等特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「教育委員会調査」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に該当する案件について、足立区教育委員会が令和4年1月7日付けで報告を行った、いじめ等に係る調査をいう。

2 この条例において「再調査」とは、足立区いじめ等調査委員会設置条例（平成26年足立区条例第38号）第1条の足立区いじめ等調査委員会が令和4年5月31日付けで答申を行った、教育委員会調査に対する調査をいう。

3 この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。

4 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インター

ネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

5 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

6 この条例において「不適切な行為」とは、教職員による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動やスポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。

7 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和39年足立区条例第9号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

8 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（所掌事項）

第3条 特別調査委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、区長に答申する。

（1） 特別調査

（2） 特別調査の結果に基づき、専門的な見地から、当該調査に係る事案への対処及びこれらと同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関する提言

（組織）

第4条 特別調査委員会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内で組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。

3 委員については、区又は遺族と利害関係を有しないものうちから、区長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 特別調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 特別調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 特別調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 特別調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 特別調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 特別調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、特別調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和

39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区いじめ等特別調査委員会	日額 2万1,000円
----------------	-------------

(提案理由)

足立区いじめ等特別調査委員会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。